

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月23日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(企業出納員) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>企業出納員が出張、病気その他の理由により不在のとき、又は欠けたときは、管理者が指定した者がその会計事務を行う。</u>	(企業出納員) 第4条 (略) 2 (略)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)